

# 定 款

(商号) 株式会社インバウンドテック

|             |    |
|-------------|----|
| 平成27年4月1日   | 作成 |
| 平成28年12月27日 | 改訂 |
| 平成29年3月24日  | 改訂 |
| 平成29年6月28日  | 改訂 |
| 平成30年6月29日  | 改訂 |
| 令和1年6月27日   | 改訂 |
| 令和2年3月16日   | 改訂 |
| 令和2年6月29日   | 改訂 |
| 令和4年6月29日   | 改訂 |
| 令和5年6月29日   | 改訂 |

## 第1章 総 則

### 【商号】

第1条 当会社は株式会社インバウンドテックと称し、英文では Inbound Tech Inc. と表示する。

### 【目的】

第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 電話・インターネット・電子メール・ファクシミリによる顧客対応業務及びそれに関するコンサルティング業務
2. 電話・インターネット・電子メール・ファクシミリによる顧客マーケティングリサーチ業務
3. 経営・営業に関するコンサルティング業務
4. インターネット、電話等を利用した通信販売業
5. 労働者派遣事業
6. 有料職業紹介事業
7. 各種電気通信役務の提供
8. コンピューターソフトウェアの企画、開発、保守、運用
9. 損害保険代理業その他保険媒介代理業
10. 住宅ローンの斡旋及び住宅ローンの事務手続きの代行に関する事業
11. 携帯電話の販売
12. 通信事業者が提供する通信サービスの販売代理業
13. 通信機器等の販売
14. 旅行斡旋及び観光案内に関する業務及び渡航事務手続きの代行業務
15. 旅行業法に基づく旅行業
16. 通訳業及び翻訳業
17. セミナーの企画・運営・実施
18. 古物営業法に基づく古物の売買
19. セールスプロモーションの企画、立案、制作及び実施
20. 前各号に付帯し関連する一切の業務

### 【本店の所在地】

第3条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

### 【機 関】

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

### 【公告方法】

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### 【発行可能株式総数】

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,652,000株とする。

### 【単元株式数】

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

### 【単元未満株式についての権利】

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 【自己の株式の取得】

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### 【株主名簿管理人】

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

### 【株式取扱規程】

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

### 【招集】

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

### 【定時株主総会の基準日】

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### 【招集権者及び議長】

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### 【電子提供措置等】

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 【決議の方法】

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### 【議決権の代理行使】

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

### 【員数】

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

### 【選任方法】

第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### 【任期】

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

### 【役付取締役】

第21条 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定する。また、必要に応じて取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

### 【代表取締役】

第22条 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

2. 取締役会は、その決議により、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。

### 【取締役会の招集通知】

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

### 【取締役会の招集権者及び議長】

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

### **【取締役会の決議方法】**

- 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合には、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

### **【取締役会規程】**

- 第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

### **【報酬等】**

- 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

### **【取締役の責任免除】**

- 第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

## **第5章 監査役会**

### **【員数】**

- 第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。

### **【選任方法】**

- 第30条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### 【任期】

- 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
  3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
  4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

### 【常勤監査役】

- 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### 【監査役会の招集通知】

- 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### 【監査役会規程】

- 第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

### 【報酬等】

- 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

### 【監査役の責任免除】

- 第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

## 第6章 計 算

### 【事業年度】

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### 【剩余金の配当等の決定機関】

第38条 当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

### 【剩余金の配当の基準日】

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

### 【配当金の除斥期間】

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未交付の配当財産には利息を付けない。